

# 国民健康保険制度の国の動向について

令和7年2月12日

大津市国民健康保険事業の運営に関する協議会

# 高額療養費制度の見直しについて

## (1) 見直しの内容

高額療養費制度について、以下のとおり自己負担限度額の見直しが行われる。

(単位:円)

70歳未満	施行前	施行後
区分ア	252,600+1% 〈多数回該当: 140,100〉	290,400+1% 〈多数回該当: 161,100〉
区分イ	167,400+1% 〈多数回該当: 93,000〉	188,400+1% 〈多数回該当: 104,700〉
区分ウ	80,100+1% 〈多数回該当: 44,400〉	88,200+1% 〈多数回該当: 48,900〉
区分エ	57,600 〈多数回該当: 44,400〉	60,600 〈多数回該当: 46,500〉
区分オ	35,400 〈多数回該当: 24,600〉	36,300 〈多数回該当: 25,200〉

70歳以上	施行前	施行後
現役並み所得Ⅲ	252,600+1% 〈多数回該当: 140,100〉	290,400+1% 〈多数回該当: 161,100〉
現役並み所得Ⅱ	167,400+1% 〈多数回該当: 93,000〉	188,400+1% 〈多数回該当: 104,700〉
現役並み所得Ⅰ	80,100+1% 〈多数回該当: 44,400〉	88,200+1% 〈多数回該当: 48,900〉
一般	57,600 〈多数回該当: 44,400〉 外来特例:18,000 外来年間上限: 144,000	60,600 〈多数回該当: 46,500〉 外来特例:18,000 外来年間上限: 144,000
低所得Ⅱ	24,600 外来特例:8,000	25,300 外来特例:8,000
低所得Ⅰ	15,000 外来特例:8,000	15,400 外来特例:8,000

## (2) 施行予定期日

令和7年8月1日

令和7年1月24日 第4回滋賀県国民健康保険市町連携会議  
第4回保険料(税)・保険財政部会資料